

新潟市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月16日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第8号

新潟市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

新潟市消防局消防職員委員会に関する規則（平成8年新潟市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「委員会の会議」を「会議」に改め、同条第1項を次のように改める。

会議は、毎年度1回以上開催するものとする。

第9条第2項中「委員会の会議」を「会議」に改める。

第11条中「第9条」を「第8条」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。